

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 145 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 9

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、基準案）、および「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針案）において、代替的な取扱いを設けなかった項目について解説いたします。

<代替的な取扱いを設けなかった項目とは>

基準案および適用指針案では、基本的な方針として、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れながらも、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとしています（基準案 91）。

しかし、割賦販売における割賦基準に基づく収益計上、顧客に付与するポイントについての引当金処理、返品調整引当金の計上等については、国際的な比較可能性の観点から代替的な取扱いを設けていません（適用指針案 157）。

代替的な取扱いを設けなかった項目のうち、割賦基準、ポイント引当金の取扱いについては、以下のとおりです。

<割賦基準について>

割賦基準については、現行、割賦金の回収期限到来日又は入金の日に収益を認識することが認められています。

しかし、基準案において、割賦基準により収益を認識することは認められていません（基準案 97）。

そのため、顧客との契約に重要な金融要素が含まれると判断する場合、収益は、財又はサービスに対して顧客が支払うと見込まれる現金販売価格を反映する金額で、履行義務を充足した時（又は充足するにつれて）認識します（基準案 32、54）。

※割賦販売の具体的な処理については次回のメルマガでお知らせします。

<ポイント引当金について>

ポイント引当金については、現行、ポイントについて、顧客への商品の販売時又はサービスの提供時にそれらの価格により一括して収益認識し、将来のポイントとの交換に要すると見込まれる金額を引当金として費用を計上する実務が多く見られます。

しかし、基準案においては、顧客との契約において、既存の契約に加えて追加の財又はサービスを取得するオプションを顧客に付与する場合で、そのオプションが、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利を顧客に提供するときには、当該オプションから履行義務が生じることとなり（適用指針案 48）、この場合、取引価格を当該オプションに配分する必要があります。具体的には、以下のような会計処理になることが考えられます。

[前提条件]

- ・商品 10 個を 100,000 円で販売した。
- ・これにより顧客は 1,000 ポイント獲得した。ポイントは商品の購入に使用することができる。
- ・将来、顧客がポイントを利用する可能性は、90%と見積もった。そのため、ポイント 1,000 の独立販売価格は 900 と見積もった。

[基準案における会計処理]

(借方) 現金	100,000	(貸方) 売上 (※1)	99,108
		契約負債 (※2)	892
(※1)	$100,000 \times \{100,000 \div (100,000 + 900)\}$		
(※2)	差額		